

## 川崎市ディーゼル車対策事業助成金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市ディーゼル車対策事業助成金交付要綱（平成14年4月1日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、川崎市ディーゼル車対策事業助成金に関し、必要な事項を定める。

### (交付上限額)

第2条 市長は、受付を先着順に行う。

2 市長は、第3条に定める申請期日の最終日までに助成金交付予定総額が年度予算の範囲を超えた場合は、予算の範囲を超えた日に受付した申請者の助成金申請額に応じて予算の範囲内で助成金交付額を算定する。

### (申請期日等)

第3条 要綱第6条に掲げる市長が別に定める期日とは、令和9年2月28日とする。なお、申請開始日は令和8年6月30日とする。

### (申請必要書類)

第4条 要綱第6条に掲げるその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請書の提出前3箇月以内のもの）
  - (2) 役員氏名等一覧表
  - (3) 低公害車の見積書の写し
  - (4) 低公害車の諸元表
- 2 申請者がリース事業者の場合は、前項各号に記載の書類に加え、次の書類を提出する。
- (1) リース先の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請書の提出前3箇月以内のもの）
  - (2) リース先に提出した見積書の写し又はリース料金の算定根拠がわかる書類
  - (3) リース先の「使用の根拠の位置」がわかる書類（「車両の本拠の位置」が第1号の証明書に記載されている住所と同一である場合は提出不要）
  - (4) リース先の役員氏名等一覧表

### (実績報告書の提出期日)

第5条 要綱第9条に掲げる市長が別に定める期日とは、車両導入が完了した日（複数台の場合は、すべての車両導入が完了した日）から起算して30日以内又は令和9年3月

19日のいずれか早い日とする。

(実績報告に係る必要書類)

第6条 要綱第9条に掲げるその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 低公害車の自動車検査証の写し
- (2) 低公害車の請求書の写し
- (3) 低公害車の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (4) 交付決定通知書の写し

2 交付決定者がリース事業者の場合は、前項各号に記載の書類に加え、次の書類を提出する。

- (1) リース先との賃貸借契約書の写し

附 則

この要領は、令和5年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月30日から施行する。